省令

○厚生労働省令第六十八号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十四項及び第七十六条の四の規定に基づき、薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年六月十一日

厚生労働大臣　田村　憲久

薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中第百十号を第百十八号とし、第八十六号から第百九号までを八号ずつ繰り下げ、第八十五号を第九十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

九十三　一―[(三―メチルフェニル）メチル]ピペラジン及びその塩類

第一条中第八十四号を第九十一号とし、第七十五号から第八十三号までを七号ずつ繰り下げ、第七十四号を第八十号とし、同号の次に次の一号を加える。

八十一　一―（五―フルオロペンチル）―N―（ナフタレン―一―イル）―一H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類

第一条中第七十三号を第七十九号とし、第六十七号から第七十二号までを六号ずつ繰り下げ、第六十六号を第七十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

七十二　N―（一―フェネチルピペリジン―四―イル）―N―フェニルアセトアミド及びその塩類

第一条中第六十五号を第七十号とし、第五十一号から第六十四号までを五号ずつ繰り下げ、第五十号を第五十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五十五　（二・二・三・三―テトラメチルシクロプロパン―一―イル）[一―（四・四・四―トリフルオロブチル）―一H―インドール―三―イル]メタノン及びその塩類

第一条中第四十九号を第五十三号とし、第四十八号を第五十二号とし、第四十七号を第五十一号とし、第四十六号を第四十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

五十　二―（二・五―ジメトキシ―四―ニトロフェニル）エタンアミン及びその塩類

第一条中第四十五号を第四十八号とし、第二十九号から第四十四号までを三号ずつ繰り下げ、第二十八号を第三十号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十一　キノリン―八―イル＝一―（四―フルオロベンジル）―一H―インドール―三―カルボキシラート及びその塩類

第一条中第二十七号を第二十九号とし、第十七号から第二十六号までを二号ずつ繰り下げ、第十六号を第十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

十八　N―（一―アミノ―三―メチル―一―オキソブタン―二―イル）―一―（五―フルオロペンチル）―一H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類

第一条中第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。

十五　N―（一―アミノ―三・三―ジメチル―一―オキソブタン―二―イル）―一―ペンチル―一H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類

第二条第五号の表ナフタレン―一―イル（一―ペンチル―一H―ピロール―三―イル）メタノン、その塩類及びこれらを含有する物の項の次に次のように加える。

N―（一―フェネチルピペリジン―四―イル）―N―フェニルアセトアミド、その塩類及びこれらを含有する物	学術研究又は試験検査の用途（ただし、第一号に掲げる者における場合を除き、かつ、人の身体に使用する場合以外の場合に限る。）

第二条第五号の表N―メチルインダン―二―アミン、その塩類及びこれらを含有する物の項の次に次のように加える。

一―[(三―メチルフェニル）メチル]ピペラジン、その塩類及びこれらを含有する物	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途

附　則

この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

○農林水産省令第三十六号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第三条第一項の規定に基づき、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年六月十一日

農林水産大臣　林　芳正

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和五十一年農林省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の⑴のセの表ペンディメタリンの項を次のように改める。

ペンディメタリン	
えん麦	0.1ppm
大麦	0.2ppm
小麦	0.2ppm
とうもろこし	0.2ppm
マイロ	0.1ppm
ライ麦	0.2ppm
牧草	15ppm

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○環境省令第二十一号

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十八号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成二十六年六月十一日

環境大臣　石原　伸晃

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係省令の整備に関する省令

（自然公園法施行規則の一部改正）

第一条　自然公園法施行規則（昭和三十二年厚生省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条中第二十七号の二十を第二十七号の二十二とし、第二十七号の十九を第二十七号の二十一とし、第二十七号の十八を第二十七号の十九とし、同号の次に次の一号を加える。

二十七の二十　特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除を目的とする生殖を不能にされた特定外来生物の放出等をすること。

第十二条第二十七号の十七の次に次の一号を加える。

二十七の十八　特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第九条の二第一項の規定による主務大臣の許可に係る特定外来生物の放出等をすること。